

経済産業省告示第249号（改正 平成18年12月26日経済産業省告示第362号）

電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条の2第1号口、八及び二並びに第二号口及び八並びに第53条第2項第5号の規定に基づき、電気事業法施行規則第52条の2第1号口の要件、第1号八及び第2号口の機械器具並びに第1号二及び第2号八の算定方法等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示を次のように定め、平成16年1月1日から施行する。

なお、昭和63年通商産業省告示第191号（電気事業法施行規則第52条第2項の委託契約の相手方の要件等）は、平成15年12月31日限り、廃止する。

平成15年7月1日

経済産業大臣 平沼 赳夫

（要件）

第1条 電気事業法施行規則（以下「規則」という。）第52条の2第1号口の要件は、事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務に従事した期間（電気主任技術者免状の交付を受けた日前における期間については、その2分の1に相当する期間）が、通算して、次に掲げる期間以上であることとする。

- 1 第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者 3年
- 2 第2種電気主任技術者免状の交付を受けている者 4年
- 3 第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者 5年

（機械器具）

第2条 規則第52条の2第1号八及び第2号口の機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

ただし、保安管理業務を実施する事業場の設置者がこれらの機械器具を当該事業場に備え付けている場合にあっては当該機械器具を、委託契約の相手方が太陽電池発電所、燃料電池発電所、需要設備又は配電線路を管理する事業場の保安管理業務のみを実施する場合にあっては第7号から第9号までに掲げる機械器具を、委託契約の相手方又は当該事業場の設置者が必要な場合に使用し得る措置を講じている場合にあっては第10号及び第11号に掲げる機械器具をそれぞれ除くものとする。

- 1 絶縁抵抗計
- 2 電流計
- 3 電圧計
- 4 低圧検電器
- 5 高圧検電器
- 6 接地抵抗計
- 7 騒音計
- 8 振動計
- 9 回転計
- 10 継電器試験装置
- 11 絶縁耐力試験装置

（換算係数）

第3条 規則第52条の2第1号二及び第2号八の算定方法は、委託契約の相手方が保安管理

業務を実施する事業場（委託契約の相手方が法人の場合にあっては、保安業務担当者が担当する事業場）に係るそれぞれの発電所、需要設備又は配電線路を管理する事業場に応じて次表に掲げる換算係数を乗じて得た値を合計するものとする。ただし、設備容量が64kVA未満の需要設備（非常用予備発電装置を設置するものを除く。以下「小規模高圧需要設備」という。）については10件までを当該値から除くものとする。

なお、次条第2号の2本文の発電所及び第9号の需要設備（小規模高圧需要設備を除く。）については次表に掲げる換算係数に0.45を、同条第2号の2ただし書及び第4号の発電所のついては、0.25を、同条第7号及び第8号の需要設備（小規模高圧需要設備を除く。）については0.6をそれぞれ乗じた数値とする。

事業場		換算係数	
発電所	出力100kW未満	0.3	
	出力100kW以上300kW未満	0.4	
	出力300kW以上600kW未満	0.6	
	出力600kW以上1,000kW未満	0.8	
需要設備	低圧	0.3	
	高圧	設備容量が64kVA未満	0.4（小規模高圧需要設備にあっては0.2）
		設備容量が64kVA以上150kVA未満	0.6
		設備容量が150kVA以上350kVA未満	0.8
		設備容量が350kVA以上550kVA未満	1.0
		設備容量が550kVA以上750kVA未満	1.2
		設備容量が750kVA以上1,000kVA未満	1.4
		設備容量が1,000kVA以上1,300kVA未満	1.6
		設備容量が1,300kVA以上1,650kVA未満	1.8
		設備容量が1,650kVA以上2,000kVA未満	2.0
		設備容量が2,000kVA以上2,700kVA未満	2.2
		設備容量が2,700kVA以上4,000kVA未満	2.4
		設備容量が4,000kVA以上6,000kVA未満	2.6
		設備容量が6,000kVA以上8,800kVA未満	2.8
設備容量が8,800kVA以上	3.0		
配電線路を管理する事業場		0.1	

2 規則第52条の2第1号二及び第2号八の別に告示する値は33とする。

（点検頻度）

第4条 規則第53条第2項第5号の頻度は次の各号に掲げるとおりとする。

1 発電所（小出力発電設備を除く。以下同じ。）のうち次号から第5号までに掲げるもの以外にあっては毎月2回以上。ただし、設置、改造等の工事期間中にあっては毎週1回以上

- 2 内燃力又はガスタービンを原動力とする火力発電所（次号に掲げるものを除く。）にあっては毎月1回以上
- 2の2 内燃力又はガスタービンを原動力とする火力発電所のうち、内燃機関又はガスタービン、発電機及び制御装置が一の筐体に収められている設備であって、当該設備を製造した者その他の当該設備の構造及び性能に精通する者との契約により保守が実施されるもの  
にあっては3月に1回以上。ただし、ガスタービンを原動力とする火力発電所であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの  
にあっては、6月に1回以上
- イ 平成13年経済産業省告示第333号第1条各号に掲げる要件のいずれにも該当するもの
- ロ ガスタービンの軸受けの潤滑剤として空気を使用するもの
- 3 燃料電池発電所にあっては毎月1回以上。ただし、設置、改造等の工事期間中にあっては毎週1回以上
- 4 太陽電池発電所にあっては毎年2回以上
- 5 風力発電所にあっては毎月1回以上
- 6 小規模高圧需要設備にあっては毎年4回（規則第96条第1号ロに規定する承認法人が保守管理業務を受託している小規模高圧需要設備にあっては毎年2回）以上
- 7 次のイからホまでの設備条件のすべてに適合する信頼性の高い需要設備であって設備容量が100kVA以下のもの又は低圧受電の需要設備にあっては隔月1回以上
- イ 構外にわたる高圧電線路がないもの
- ロ 柱上に設置した高圧変圧器がないもの
- ハ 高圧負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く。）に可燃性絶縁油を使用していないもの
- ニ 保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているもの
- ホ 責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器用開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの
- 8 前号のイからホまでの設備条件のすべてに適合する信頼性の高い設備であって、低圧電路の絶縁状態の適確な監視が可能な装置を有する需要設備又は非常用照明設備、消防設備、昇降機その他の非常時に使用する設備への電路以外の低圧電路に漏電遮断器が設置してある需要設備にあっては隔月1回以上
- 9 第7号に適合する需要設備であって、次のイから八までのすべての設備条件に適合するもの  
にあっては3月に1回以上
- イ 受電設備がキュービクル式であるもの（屋内に設置するものに限る。）
- ロ 蓄電池設備又は非常用予備発電装置がないもの
- ハ 引込施設に地絡継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置してあるもの
- 10 第6号から前号までに該当する需要設備以外の需要設備にあっては毎月1回以上
- 11 設置、改造等の工事期間中の需要設備にあっては第6号から前号までの規定にかかわらず毎週1回以上
- 12 配電線路を管理する事業場にあっては毎年2回以上

附則（平成15年7月1日経済産業省告示第249号）

この告示は、平成16年1月1日から施行する。

なお、昭和63年経済産業省告示第191号（電気事業法施行規則第52条第2項の委託契約の相手方の要件等）は、平成15年12月31日限り、廃止する。

附則（平成17年11月1日経済産業省告示第283号）

平成15年7月1日経済産業省告示第249号の一部を改正し、公布の日から施行する。